

災害情報

令和3年2月24日
桑折町災害対策本部発行

罹災・被災届出証明の申請受付中

町では、地震被害に遭われた町民の皆さんに対して、地震災害罹災証明の申請受付を開始しました。

■受付場所 役場 1階 罹災証明受付専用窓口

■受付時間 平日 8:30 ~ 17:15

■申請に必要なもの

- ・罹災証明申請書
- ・罹災状況が分かる写真
- ・被災届出証明申請書 (必要な人のみ)
- ・本人確認書類



※写真は印刷の上、提出願います。

※申請書は窓口配布または町 HP でダウンロード可。

罹災状況確認のため、後日職員が現地調査に伺う場合があります。

固産業振興課 ☎ 582-2126

休日受付日

下記の日程で受け付けます。

2月28日(日)

3月7日(日)

8:30 ~ 17:00

災害ごみに関するお知らせ

衛生処理組合に直接持ち込みできます

伊達地方衛生処理組合で、地震による災害ごみを受け入れています。直接お持ち込みください。

① 当面の受け入れ日および時間 2月14日(日)~当面の間の平日

※ただし、2月27日(土)、2月28日(日)については受け入れません。

【午前の部】8:40 ~ 11:30 【午後の部】13:00 ~ 16:00

② 搬入時のお願い

- ・必ず災害ごみ毎に分別して搬入してください。
- ・搬入時は、大変込み合うことが予想されます。感染症対策をして、時間に余裕をもって搬入してください。
- ・家電リサイクル法対象商品およびデスクトップパソコンなどの搬入にあたっては「罹災証明書」の提示が必要です。

※「罹災証明書」の交付が難しい場合は「被災証明書」(家財内容が記載されたもの)。

- ・業者に搬入を依頼する場合は、搬入前に役場生活環境課へ連絡するよう、業者へお伝えください。

受け入れできるもの	受け入れできないもの	
1、木質がれき	地震災害とは関連がない産業廃棄物	
2、塩ビトタン	土砂・汚泥・灰	
3、石類	廃油	
4、瓦類 (「スレート瓦」と「焼瓦」に分別して搬入)	煙突 (アスベストを含むもの)	
5、コンクリート ガラ	断熱材 (ガラスウールを含むもの)	
6、土壁類	自動車部品、バイク、農機具類	
罹災・被災証明の提示が必要	7、家電リサイクル法対象品 (テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)	解体した家屋の廃棄物
	8、資源有効利用促進法対象品 (主にノートパソコン以外)	事業所から排出される、左記1~8の災害ゴミ

固生活環境課 ☎ 582-2123

2月24日現在

昭和大橋の通行止めについて

阿武隈川に架かる昭和大橋は、地震の影響により損傷が見られたため、2月17日(火)19:00から通行止めを行っています。解除日時は未定で、安全が確認され次第通行止めを解除します。迂回路は大正橋です。



固地域整備課 ☎ 582-2127

乳幼児健康診査の 実施場所変更

やすらぎ園修理のため、下記の健診について実施場所を変更します。

■対象日 3月11日(火) 3歳6か月児健診
3月16日(日) 1歳6か月児健診

■実施場所 イコーゼ! 1階
(ベイビーズルーム向いのスタジオ)

■その他 持ち物や時間は、個別通知をご確認ください。

固子育て世代包括支援センター「すくすく」
☎ 582-6045

電気料金などの特別措置

東北電力では、福島県沖を震源とする地震による被災者支援として電気料金などの特別措置を行います。

■特別措置の内容

- 電気料金の支払期日の延伸
- 不使用月の電気料金の免除
- 工事費負担金の免除
- 臨時工事費の免除
- 使用不能設備に相当する基本料金の免除
- 諸工料の免除

詳しくは、下記へ問い合わせてください。

固東北電力 お客様センター ☎ 0120-175-466

(月～金曜日(祝日除く) 9:00～17:00)